# 宇和島市教育委員会会議録

令和3年2月定例会 令和3年2月18日開催

宇和島市教育委員会

# 宇和島市教育委員会 令和3年2月定例会 会議録

- 1. 開会日時 令和 3 年 2 月 18 日 (木) 13 時 30 分~
- 2. 場 所 宇和島市役所本庁 A棟会議室
- 3. 出 席 者 教育長 金瀬 聡 委 員 高山 俊治 委 員 木下 充卓 委 員 弓削 由美子 委 員 浅井 敬司 委 員 田村 裕子
- 4. 欠席者 なし
- 5. 会議に出席した公務員の職氏名

片山	治彦	教育総務課長	西川	啓之
西田	一洋	生涯学習課長	富田	満久
森田	浩二	人権啓発課長	山本	利彦
児玉	雅人			
	西田森田	片山治彦西田一洋森田浩二児玉雅人	西田 一洋 生涯学習課長 森田 浩二 人権啓発課長	西田 一洋 生涯学習課長 富田   森田 浩二 人権啓発課長 山本

(事務局)

教育総務課課長補佐 土居 弘 教育総務課総務係長 山口 真史

教育総務課主事 新居田 智士

# 6. 付議事件

議案第4号 宇和島市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例

議案第5号 宇和島市中学校各種大会補助金交付要綱等の一部を改正する要綱

議案第6号 宇和島市教員住宅管理規則等の一部を改正する規則

議案第7号 宇和島市立城山郷土館管理運営規則の一部を改正する規則

議案第8号 宇和島城天守観覧料条例施行規則の一部を改正する規則

議案第9号 宇和島市教育委員会公印管理規程等の一部を改正する訓令

議案第 10 号 宇和島市岩松地区町並み保存対策整備事業補助金審査会要綱の一部をを改正する 訓令

#### 7. 会議概要

- (1) 開会宣言・教育長報告(午後1時30分)
  - ◎教育長

それでは、2月の定例会教育委員会会議を開会いたします。

冒頭参加してきたイベントについて、ご案内をしたいと思います。

1つは、高光小学校の環境教育研究発表会の記事。それから、2枚目は、うわじま圏域子ども観光大使7期生の認定式がありましたという記事。3つ目が、起業セミナーの話です。

最初に環境教育研究発表会のことについて触れたいと思います。2月10日に、高光小学校で行われました。去年、今年と2年間に渡って、高光小学校が取り組んできたことの発表です。中身

については、高光小学校が、2月 12日のホームページに、私からご挨拶させていただいた内容を記述してくださっているので、そちらを読んでいただきたいと思います。1 つは、子どもたちが、自分たちにできることを考えてやっていこうというテーマです。まさに教わる立場ではなくて、当事者となって地域と関わっていく、地域の環境に取り組んでいくという研究の成果でした。児童の発表する姿に、非常に胸を打たれた思いがいたします。そして、地域の人と自然を活用しながら、まさにコミュニティ・スクールと地域学校協働活動に取り組んだ結果だということ、また、SDG s を前面に押し出してE SDに取り組んだ。その結果だというところにも非常に大きな感銘を受けました。こうした活動を、他の学校と共有していけるようになれば良いと思います。

2点目は、うわじま圏域子ども観光大使の第7期生39名の、オンライン認定式がありましたというものです。宇和島市長、鬼北町長、松野町長からそれぞれご挨拶をいただいて、そして2人の対象の児童から、作文が読み上げられました。大変素晴らしい内容でしたので後程ご覧いただいたらと思います。今年はコロナ禍だったこともあり、観光大使の活動に様々な制約がありました。例年と比べると、クオリティという意味において、実行委員会の方々は少し納得がいかない部分もあったのではないかと感じますが、一方で、オンライン認定式の様子を見て、すごく可能性も感じました。子どもたちが参加したイベントの様子をオンラインで配信してくれましたけれども、非常に楽しそうな様子がリアルに伝わってきましたし、例年のイベントだと、まさにその場にいる人達としか共有できませんが、オンラインで配信することによって、より多くの人たちと、その状況について認識を共有できるというのは、本当に素晴らしいことだと思います。

そして、起業セミナーです。こちらは2月14日にパフィオうわじまでありました。宇和島市が 主催の起業しようとしている人たちに対するセミナーの発表会で、4人の方のプレゼンテーション がありました。それと、すでに起業されているお2人の方のパネルディスカッションもありまし た。これを見て、少し思うところがありましたので、お話しをしたいと思います。1つは、4人の 起業を目指している方。それぞれ30代や40代の方だと思いますが、全くゼロからのスタートで、 大人がチャレンジをしている。その企ての内容を発表していると。この姿を起業することに関係 している人だけではなくて、ジョブチャレンジではないですが、中高生に見てもらっても良いの かなと思いました。大人たちもゼロからのスタートにチャレンジしている。その姿を見てもらう のも意味があると思いました。パネルディスカッションの方は、2人の既に起業された方がお話を してくれました。お1人の方は、私はこういうことがしたいから、目標を掲げて起業した。そう いうふうに目標を掲げてそこに向けて自分を作り込んでいく。そういうチャレンジをしましたと おっしゃってました。もう1人の方はそれと対照的に、私は夢とか目標は持たない。なぜなら、 そこに至ってない状況がいつもできていない状況だから、辛くなってしまうと。私はいつも、私 がこうありたいという状況を実現するために取り組んできましたという言い方をされていました。 いわば、お1人の方は、なりたい自分を作っていく。もう1人の方は、ありたい自分を実践して いくということをおっしゃっていたと思います。全く対照的な、ある意味、生き方なのですが、 両方あっても良いということを強く感じさせていただきました。こういう大人たちがチャレンジ をする背中を子どもたちに見せていく機会もあって良いのではないかと思いました。そういう意

味では2月に入ってから、いくつか少し中身の濃いイベントに参加させていただいたので、その ことを共有して、私からの挨拶に代えさせていただきたいと思います。

そして報告の方は、1月はあまりお伝えする内容がほとんど無かったので、今回は割愛させていただきたいと思います。

- 委員からは特に意見なし。-

# (2)付議事件

#### ◎教育長

それでは議事に入りたいと思います。議案第4号について、事務局から説明お願いいたします。

## ○文化・スポーツ課長

議案第4号 宇和島市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例です。3ページをご覧ください。提案理由は、現在市で、押印を求める手続等の見直しを行っておりますが、それに伴う関係条例の一部を改正するものの中に、ページ4の第3条のところを見ていただくと、宇和島市立学校体育施設等開放に関する条例がございます。これに係る改正がございましたので、ご説明申し上げます。5ページ、6ページに新旧対照表を載せております。使用許可を受けるために、申請書の提出や許可の交付を行っており、これまで条例で様式等を定めておりました。今回の内容は、押印の印を取り除くという変更になりますが、この条例で定めていたものにつきまして、規則で改めて制定し、そちらで謳い込むことにしようとするもので、この条例をお認めいただいた後に改めて規則を上程させていただくことになろうかと思います。第7条の変更をご覧いただきまして、ご理解いただいたらと思います。第4条については以上です。よろしくお願いいたします。

## ◎教育長

事務局の説明が終わりました。本件に関して、ご質問等ございましたらお願いいたします。

## ◎全委員

- 特に質問、意見等なし。-

#### ◎教育長

特に無ければ、採決に移りたいと思います。議案第4号ですけれども、原案どおり可決にする ことに賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

#### ◎全委員

- 挙手 -

#### ◎教育長

ありがとうございました。挙手全員で、本件は原案どおり可決といたします。 続きまして議案第5号について説明をお願いいたします。

#### ○教育総務課長

9 ページをご覧ください。議案第 5 号、宇和島市中学校各種大会補助金交付要綱等の一部を改正 する要綱でございます。提案理由としては、今程の押印の話と同様ですが、押印を求める手続等 の見直しに伴って、関係する要綱の一部を改正しようとするものです。なお、本議案は、複数課 にまたがっておりますので、私の方から一括説明とさせていただいたらと思います。

10 ページをご覧ください。宇和島市中学校各種大会補助金交付要綱等の一部を改正する要綱で ございます。こちらは合計で 9 本の要綱の申請書にある押印を削除する内容となっております。 なお、場合によって本人の真正性の確保が必要なものにつきましては、手書き以外の場合、印を 求める考えで修正をしております。

まず第1条をご覧いただいたらと思います。こちらは宇和島市中学校各種大会補助金交付要綱でございます。こちらの様式第1号、第6号、第7号に、代表者氏名で⑪とありますが、この印を代表者氏名に改めるものでございます。以下、同様なので、対象となる要綱のみ読み上げさせていただいたらと思います。第2条が、宇和島市選手等派遣旅費補助金交付要綱。第3条、宇和島市学校給食費負担軽減事業補助金交付要綱。第4条、宇和島市奨学金返済支援補助金交付要綱。こちらは(※)のところですが、先程本人の真正性とご説明いたしましたが、この部分で、(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してくださいという形に改めようとするものでございます。その下、第5条、宇和島市岩松地区町並み保存対策整備事業補助金交付要綱。その一番下、宇和島市婚活支援事業補助金交付要綱。11ページご覧いただいたらと思います。第7条、宇和島市離島高校生修学支援補助金交付要綱。第8条、市内高等学校へのスポーツ全国大会等出場奨励金交付要綱。第9条、宇和島市英語検定チャレンジ事業補助金交付要綱。以上、9本の要綱に対し、印を削除するものでございます。

なお、あわせて令和3年の4月1日から施行するものとなります。

参考までに22ページの方をご覧いただいたらと思います。こちらの方が、今ほど説明いたしました変更後の新様式で、以下52ページまでありますので、参考として後程ご確認いただいたらと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

#### ◎教育長

事務局からの説明終わりました。この件について、質問等ございますか。

#### ○ 全委員

- 特に質問、意見等なし。-

#### ◎教育長

採決に移りたいと思います。議案第5号について、原案どおり可決することに賛成いただける 方は挙手をお願いいたします。

## ◎全委員

- 挙手 -

#### ◎教育長

ありがとうございました。挙手全員で、本件は原案どおり可決いたしました。 次に議案の第6号に移ります。事務局から説明をお願いします。

## ○教育総務課長

それでは53ページをご覧ください。議案第6号、宇和島市教員住宅管理規則等の一部を改正する規則でございます。これも今程同様、押印を求める手続等の見直しに伴って、関係する規則の一部を改正しようとするものでございます。

54 ページをご覧ください。先程は要綱でございましたが、今回は規則の一部改正でございます。合計で15 本の規則に対しまして、押印廃止を行おうと考えております。第1条、字和島市教員住宅理規則。第2条、字和島市教員住宅一般貸付管理規則。次のページをご覧いただけたらと思います。第3条、字和島市日振島小学校スクールバス運行管理規則。第4条、字和島市下灘小学校スクールバス運行管理規則。第5条、字和島市奨学資金に関する条例施行規則。第6条、字和島市御槙地区自然休養村管理センター運営規則。第7条、字和島市立公民館使用条例施行規則。第8条、字和島市生涯学習センター条例施行規則。第9条、字和島市立図書館管理規則でございます。また、第8条の表中の12号の様式の名称を、今回の修正とともに、字和島市生涯学習センター破損等届出書としておりましたが、今回改めまして字和島市生涯学習センター汚損等届出書と名称変更をさせていただいております。

あと、次の57ページをご覧ください。第10条、宇和島市畑地コミュニティセンター管理規則。 第11条、畦地梅太郎記念美術館及び井関邦三郎記念館の設置及び管理に関する条例施行規則。右 側、58ページをご覧ください。第12条、宇和島市立伊達博物館管理運営規則。第13条、宇和島 市吉田町住民レクリエーション施設使用規則。第14条、宇和島市隣保館条例施行規則。第15条、 宇和島市社会教育施設(教育集会所)管理規則。以上、15本の関連規則の印を削除する内容とな っております。

なお、この 15 件の関連規則につきましても、令和 3 年 4 月 1 日から施行する内容となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

#### ◎教育長

議案第6号についての説明が終わりました。ご質問等あればお伺いいたします。

#### ○ 全委員

- 特に質問、意見等なし。-

#### ◎教育長

特に無いようですので、採決に移ります。議案第6号について、原案どおり可決することに賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

## ◎全委員

- 挙手 -

#### ◎教育長

ありがとうございました。挙手全員のため、本件は原案どおり可決いたします。 続きまして議案第7号、事務局からお願いします。

#### ○文化・スポーツ課長

議案第7号でございます。107ページをお開きください。宇和島市立城山郷土館管理運営規則の一部を改正する規則でございます。当規則の第3条第2項及び第4条第2項の規定に基づき、開館時間と休館日を一時的に変更しておりますが、この運用が恒常化する見通しであるため、規則の一部を改正しようとするものです。108ページをご覧ください。第3条第1項、「午前9時から午後4時まで」を、「午前9時から午後4時まで(3月から10月までは午前9時から午後5時まで)」に改めるものです。第4条では郷土館は無休とすることで改正を行いたいと思います。

109ページ、110ページに、新旧対照表がございます。ご覧のように時間のところの追記。休日が各月曜日、あと年末年始等ございましたが、無休とすることで改正の予定としております。

111ページ、112ページに参考として載せておりますが、112ページに背景といいますか、これまで運用をしてきたものを恒常的に、現在も3月から10月が午前9時から午後5時まで。11月から2月までが午前9時から午後4時まで、ということで行っておりますが、それを明文化したということでございます。休日に関しては現在、いわゆる天守閣ですけど、天守も年中無休で運用しておりますので、それに合わせまして郷土館も休館日は無しということで運用しておりますが、それも明文化するということでご理解いただいたらと思います。ご承認ください。

# ◎教育長

説明が終わりました。本議案について、ご質問等あればお願いいたします。

#### ◎全委員

- 特に質問、意見等なし。-

#### ◎教育長

それでは採決に移ります。議案第7号について、原案どおり可決することに賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

#### ◎全委員

- 挙手 -

#### ◎教育長

ありがとうございました。挙手全員で本件は原案通り可決いたしました。 続きまして、議案第8号についての説明をお願いします。

# ○文化・スポーツ課長

議案第8号です。続きまして、宇和島城天守観覧料条例施行規則の一部を改正する規則です。 提案理由は113ページの下に書いてあります、当規則第2条第2項の規定に基づき、観覧時間を 一時的に変更していますが、この運用が恒常化する見通しであるため、また、押印を求める手続 き等の見直しに伴い、規則の一部を改正しようとするものでございます。

114ページに先ほどから続いております、氏名の後の印を取り除くことと一緒に、「午前9時から午後4時まで」を「午前9時から午後4時まで(3月から10月までは午前9時から午後5時まで)」に改めると追加するものでございます。新旧対照表を見ていただき、様式を116ページ載せておりますので、ご確認いただければと思います。

117ページ、118ページに、参考として書いておりますが、先程と同様 118ページの方には、これまでもこの運用でやっておりまして、天守の方も3月から10月までは、午前9時から午後5時まで、11月から2月の冬場は、午後4時までで閉めているという現状に合わせまして、時間についても明文化するということになっております。

ご承認いただきますようお願いいたします。

## ◎教育長

議案8号について事務局の説明終わりました。本件についてご質問等あれば、伺いたいと思います。

## ◎高山委員

書き方ですけど、まず天守の観覧時間が 9 時から 4 時までになっています。これは年間で 4 au月しかない。3 月から 10 月までは 9 時から 5 時で、これは 8 au月あります。これは、長い方を最初に書いて、但し 11 月から 2 月は 4 時までとなるのが、普通ではないかと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

## ○文化・スポーツ課長

これまで午前9時から午後4時までを基本にやってきたところでございますので、まず午前9時から午後4時までと書いてあるのだろうと思います。その上で運用の中でやってきた、夏場の明るい時間が長い期間は、5時まで大丈夫だということもありますので、それを付け加えたという経緯があり、そのような表現になっているかと理解しております。

### ◎教育長

一応説明の意味はわかりましたということで、ご納得いただきました。 他ございますか。

## ◎全委員

- 特に質問、意見等なし。-

## ◎教育長

それでは採決に移りたいと思います。議案第8号ですけれども、原案どおり可決することに賛成いただける方の挙手をお願いいたします。

# ◎全委員

- 挙手 -

## ◎教育長

ありがとうございました。挙手全員で、本件は原案どおり可決いたしました。 続いて、議案第9号について説明をお願いいたします。

# ○教育総務課長

119ページをご覧ください。議案第9号宇和島市教育委員会公印管理規程等の一部を改正する訓令でございます。こちらの提案理由も、押印を求める手続等の見直しに伴うものでございます。

120ページご覧ください。宇和島市教育委員会公印管理規程等の一部を改正する訓令でございます。こちらは合計6本の訓令。先程来、要綱、規定、今回訓令ということで、それぞれの市の取

り決めに基づくもののうち、押印を廃止するものでございます。先程同様、対象となる規程を読み上げさせていただいたらと考えております。

120 ページをご覧ください。第1条、宇和島市教育委員会公印管理規程でございます。次のページご覧ください。第2条下の方ですが、宇和島市教育委員会後援等名義の使用及び宇和島市教育委員会教育長賞の交付の承認に関する事務取扱要綱。次の123ページをご覧ください。第3条、宇和島市通学費補助金交付要綱。第4条、宇和島市立中学校寮生部活動参加交通費補助金交付要綱。第5条、宇和島市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱。第6条、宇和島市青少年市民協働センター事業実施要綱。以上6本でございます。

いずれも印を不要にするという内容の改正でございます。これにつきましても、令和3年4月1日から施行する内容となっております。また、参考までに、131ページから150ページに新様式をつけておりますので、後程ご確認いただいたらと考えております。

以上説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

## ◎教育長

議案第9号について説明が終わりました。ご質問等あればお願いいたします。

#### ◎全委員

- 特に質問、意見等なし。-

# ◎教育長

無いようですので、採決に移ります。議案第9号、原案どおり可決することに賛成いただける 方は挙手をお願いいたします。

#### ◎全委員

- 挙手-

## ◎教育長

ありがとうございました。挙手全員ですので、本件は原案どおり可決いたしました。 最後に議案第10号、説明をお願いいたします。

#### 文化・スポーツ課長

議案第10号です。151ページをご覧ください。宇和島市岩松地区町並み保存対策整備事業補助金審査会要綱の一部を改正する訓令でございます。提案理由は、当審査会の職務内容を明確化することで、的確かつ迅速な審査を図ろうとするものであります。153ページの新旧対照表をご覧ください。第3条に、審査会は、交付要綱による申請内容について市長の諮問に応じ、必要な事項について調査、とございますが、それを補助金の申請内容について調査、検討し、意見を述べるものとする、と修正するものでございます。

155ページの参考資料の下段をご覧ください。当審査会は「私的諮問機関」との位置付けとなっておりますが、第3条で「法令設置」と思われるような表現内容となっておりましたので、この点について見直したということになっております。ご承認いただきますようお願いいたします。以上です。

## ◎教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問等あればお願いいたします。

# ◎全委員

- 特に質問、意見等なし。-

## ◎教育長

ございませんでしょうか。それでは採決に移りたいと思います。議案第 10 号、原案どおり可決することに賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

## ◎全委員

- 挙手 -

# ◎教育長

ありがとうございました。挙手全員で、本件は原案通り可決いたしました。 以上で、本日予定の議事はすべて終了いたしました。

# (3) その他

## ◎教育長

議事日程第4 その他に移りますが、ご意見等をあればよろしくお願いいたします。

# ◎全委員

- 特に質問、意見等なし。-

### ◎教育長

それでは次回の日程について。

- 協議のうえ、教育委員会3月定例会を3月24日に開催することを決定する。-

# (4) 閉会宣言(午後2時00分)

## ◎教育長

以上をもちまして、2月定例の教育委員会会議を閉会いたします。